

火災による死亡事案が発生

死者発生の経過で最も多いのが『逃げ遅れ』です。

『まさか』と思った時には手遅れです。

火災に対して

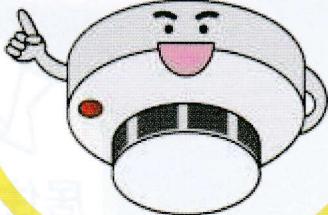
危機感

を持ってください。

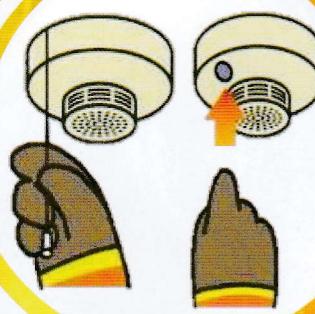


設置

10年を目安に交換しましょう



維持



管理

※過去の統計上、設置、未設置で死者数を比較した場合、未設置の住宅での死者数は設置された住宅に比べ約2倍です。（全国値）

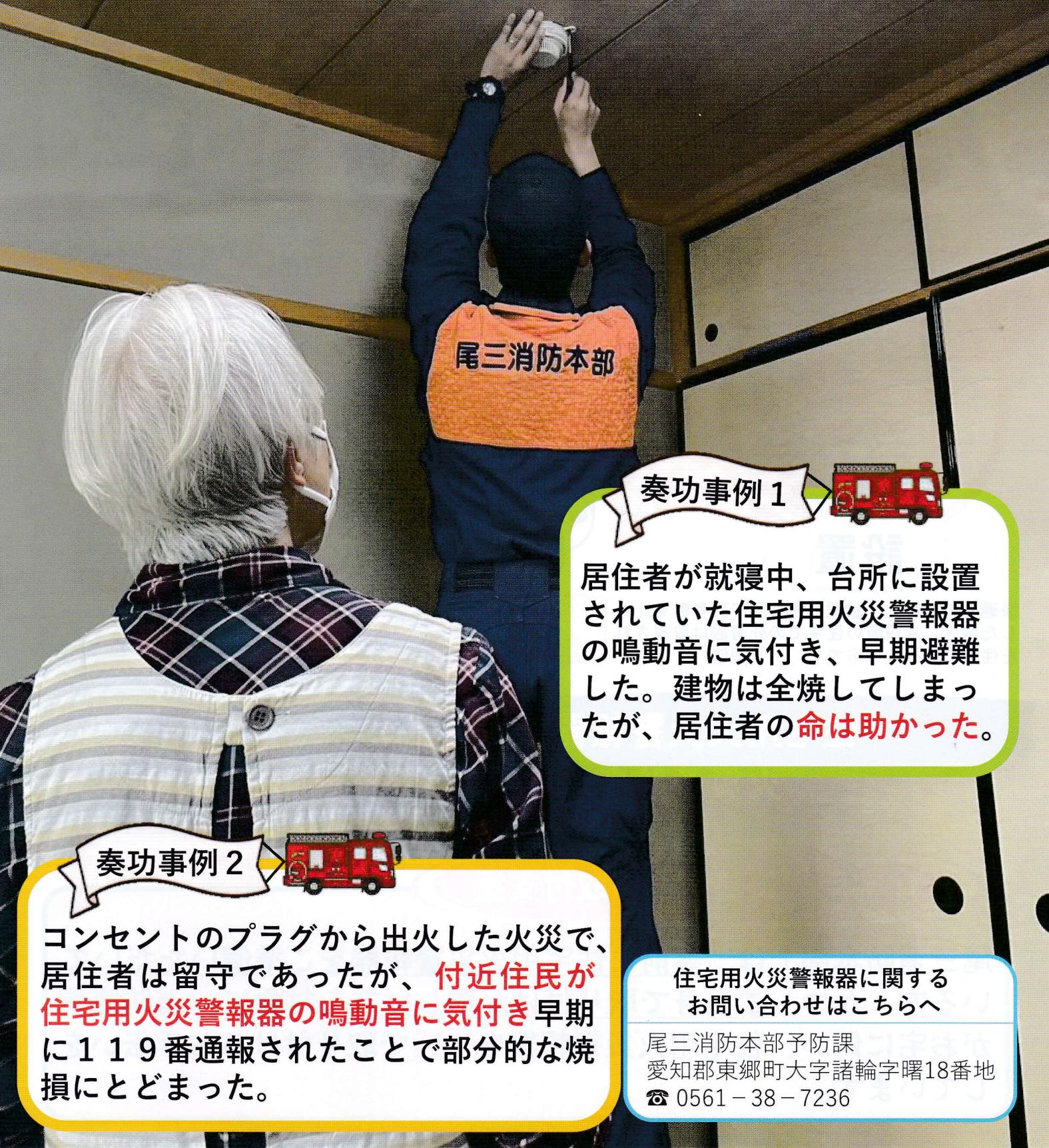
「住宅用火災警報器」の設置は
火災予防条例により義務付けられています。

住宅用火災警報器の取付支援

尾三消防本部では、事前に住宅用火災警報器をご準備いただいている方、かつ、ご自身で取り付けが難しい方を対象に、消防職員がお宅に伺い、住宅用火災警報器を無償で取り付けるお手伝いをしています。

住宅用火災警報器

設置は義務



奏功事例 1



居住者が就寝中、台所に設置されていた住宅用火災警報器の鳴動音に気付き、早期避難した。建物は全焼してしまったが、居住者の命は助かった。

奏功事例 2



コンセントのプラグから出火した火災で、居住者は留守であったが、付近住民が住宅用火災警報器の鳴動音に気付き早期に119番通報されたことで部分的な焼損にとどまった。

住宅用火災警報器に関する
お問い合わせはこちらへ

尾三消防本部予防課
愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地
☎ 0561-38-7236